



盛岡市プレスリリース

～ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡～

令和5年7月25日

商工労働部
ものづくり推進課

市政記者クラブ加盟社 各位

盛岡市工業用LPガス料金支援金 申請受付開始のお知らせ

市では、LPガスに係る料金の高騰の影響を受けている工業用LPガス消費事業者に対し、支援金を支給することとし、申請受付を開始しましたのでお知らせします。

記

1 支給対象者

「工業用LPガス消費事業者」

工業用LPガスを消費する中小企業者で、市の区域内の事業所に貯蔵施設（バルク貯槽等）を有し、当該工業用LPガスを自己の事業の用に供していること等の要件を満たす会社又は個人事業主の方。

※本事業において、工業用LPガスとは、一般消費用LPガス以外のLPガスをいい、家庭用及び業務用の一部（調理、風呂、洗面、冷暖房等の生活の用途に類似するもの）は該当しません。

※本事業において、ボンベは貯蔵施設に該当しません。

2 支援対象期間

令和5年4月から同年9月までの期間に対するLPガス料金高騰の影響への支援として支給します。

3 支給金額

工業用LPガス消費事業者が、令和5年1月から同年6月までの任意の1月（本支援金において、「支援金算定基準月」といいます。）に購入した工業用LPガス（市の区域内の事業所において消費するために購入した工業用LPガスに限る。）1立方メートル当たり18.5円を乗じて得た額に6を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とします。

【支援支給金額の計算式】

$$\text{支援金算定基準月の購入数量 (m}^3\text{)} \times 18.5 \text{円/m}^3 \text{ (支援単価)} \times 6 \text{か月 (支援期間数)} \\ = \text{支援金の額 (1,000円未満切り捨て)}$$

4 申請期間

令和5年7月25日（火）から令和5年10月31日（火）まで

※支援金の受給には、所定の申請が必要です。

5 申請提出先

盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課

〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎1階

6 添付資料

周知用チラシ

【問い合わせ先】

盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課

担当：中村 拓也、上森 貞行

TEL : 019-626-7538



盛岡市工業用LPガス料金支援金

盛岡市では、LPガスに係る料金の高騰の影響を受けている工業用LPガス消費事業者に対し、支援金を支給します。

受給には申請が必要となりますので、下記をご確認の上、ご申請ください。

支給対象者

工業用LPガスを消費する中小企業者で、市の区域内の事業所に貯蔵施設（バルク貯槽等）を有し、当該工業用LPガスを自己の事業の用に供していること等の要件を満たす会社又は個人事業主の方。

※本事業において、工業用LPガスとは、一般消費用LPガス以外のLPガスをいい、家庭用及び業務用の一部（調理、風呂、洗面、冷暖房等の生活の用途に類似するもの）は該当しません。

※本事業において、ボンベは貯蔵施設に該当しません。

支援対象期間

令和5年4月から同年9月までの期間に対するLPガス料金高騰の影響への支援として支給します。

支給金額

下記の計算式により算出された金額が支援金の額となります。

$$\text{支援金算定基準月} \times \text{購入数量}(\text{m}^3) \times 18.5\text{円} / \text{m}^3(\text{支援単価}) \times 6\text{か月}(\text{支援期間数}) \\ = \text{支援金の額} \quad (1,000\text{円未満切り捨て)$$

※支援金算定基準月

令和5年1月から同年6月までの期間（支援対象期間とは異なります。）のうち、申請者の方が任意に選択する1月（ひとつき）のことです。

申請期間

支援金の支給を希望する事業者の方は、所定の申請書類を、
令和5年7月25日(火)から**令和5年10月31日(火)まで**に提出してください。

申請書及び提出先

申請書のダウンロード及び事業詳細については、市ホームページをご覧ください。

盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課
〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎1階
電話番号：019-626-7538
メール：monozukuri@city.morioka.iwate.jp

